

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1. 継続事業の前提に関する事項

該当事項はございません。

2. 資産の評価基準及び評価方法

① 棚卸資産

最終仕入原価法

② その他有価証券

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として総平均法により算定しております。）

3. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8年～39年
構築物	10年～45年
医療用器械備品	2年～15年
その他器械備品	2年～20年
車両及び船舶	5年～7年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当会計年度に負担すべき額を計上しております。

③ 退職給付引当金

春日リハビリテーション病院と新百合ヶ丘総合病院では異なる退職給付制度を採用しており、春日リハビリテーション病院は職員数が 300 人未満のため簡便法を採用し、新百合ヶ丘総合病院は原則法を採用しております。

(春日リハビリテーション病院)

職員の退職給付に備えるため、当期末における自己都合要支給額から特定退職金共済制度からの支給見込額を控除した額を計上しております。

(新百合ヶ丘総合病院)

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。数理計算上の差異は、発生の翌会計年度に全額損益処理しております。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税込方式によっております。

6. その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

① ファイナンス・リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて処理しております。但し、一契約におけるリース料総額が 300 万円未満の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、賃貸借処理を行っております。

② 補助金等の会計処理の方法

補助対象となる支出が事業費に計上される補助金等については、事業収益に計上しております。

③ ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

7. 重要な会計方針を変更した旨等

該当事項はございません。

8. 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項

該当事項はございません。

9. 担保に供されている資産に関する事項

① 担保に供している資産

建物	13,412,611	千円
土地	5,167,120	千円
借地権	98,959	千円
定期預金	50,233	千円
計	18,728,924	千円

② 担保に係る債務

一年以内返済予定長期借入金	658,124	千円
長期借入金	16,266,101	千円
計	16,924,225	千円

10. 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

別紙のとおりであります。

11. 重要な偶発債務に関する事項

該当事項はございません。

12. 重要な後発事象に関する事項

該当事項はございません。

13. その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために

必要な事項

① 退職給付債務等の内容

期末における未認識数理計算上の差異（不利差異）16,749千円

② 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

賞与引当金	119,273	千円
貸倒引当金	9,603	千円
退職給付引当金	102,040	千円
繰越欠損金	287,911	千円

その他	2,504 千円
繰延税金資産小計	521,332 千円
評価性引当額	△9,151 千円
繰延税金資産合計	512,181 千円
繰延税金負債	
前払年金費用	△7,098 千円
繰延税金負債合計	△7,098 千円
繰延税金資産純額	505,082 千円

③ 賃貸借処理したファイナンス・リース取引の資産種類毎のリース料総額及び未経過リース料期末残高

	リース料総額	未経過リース料
医療用器械備品	25,732 千円	13,041 千円
その他器械備品	11,063 千円	5,306 千円
合 計	36,796 千円	18,347 千円

④ 有形固定資産の減価償却累計額 16,060,720 千円

⑤ 補助金等の内訳、交付者及び貸借対照表等への影響

(単位：千円)

補助金等の名称	交付者	金額	貸借対照表等への影響額
令和3年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金	神奈川県	988,346	724,131
令和3年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金	厚生労働省	216,000	—
合計		1,204,346	724,131

独立監査人の監査報告書

令和4年6月9日

医療法人社団三成会
理事会 御中

四谷監査法人
東京都千代田区

指定社員 公認会計士
業務執行社員

石井忠弘

指定社員 公認会計士
業務執行社員

佐々木大作

監査意見

当監査法人は、医療法第51条第5項の規定に基づき、医療法人社団三成会の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの令和3年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会

計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

医療法人社団三成会と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上